

意見書

平成21年7月21日

総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会  
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

〒135-8668

東京都江東区青海2-43 青海フロンティアビル  
株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング

代表取締役社長 鷹羽 正 好

記

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」に対する意見募集に弊社としては別紙のとおり意見を提出いたします。

以上

(別紙)

項目	意見
1. 法体系見直しの必要性 (3) 見直しに当たっての3つの視点と5つの目的	「① 同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化」を目的とすることに賛同します。例えば、利用者に対して「多チャンネル有料放送サービス」を提供する事業者に対しては同様の規律が適用されるよう、放送関連四法の制度の集約・大括り化が図られることを希望します。合わせて、いわゆる IP マルチキャスト放送の著作権法における解釈が、今回の法体系見直しと齟齬ないよう望みます。
4. コンテンツ規律 (1) メディアサービス(仮)の範囲	「新たな法体系においては、「メディアサービスの範囲をいわゆる従来の「放送」に止め、その概念・名称を維持すること」に賛同します。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ②業務開始の手続き等 ウ 放送施設の設置と放送の業務を別々の行政手続きとする際に必要な措置	「衛星放送における受託放送事業者が自ら放送の業務を行う場合のように、放送設備の設置者が、放送の業務を行う他社に施設を提供しながら、自らも放送の業務を行う場合において、自社チャンネルの優遇といった差別的な取り扱いを防止する必要があるときは、そのための措置を講ずることが適当である。」に賛同いたします。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③番組規律 イ 基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」等を担うことは事業者の任意に委ね、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送	「こうした機能・役割の確保に当たって必ずしも必要でない規律を緩和する観点から番組規律を見直す」ことに賛同します。一方で、「放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度を導入する」にあたりましては、慎重な検討を希望いたします。